

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市立看護大学奨学金貸付条例の制定及び川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正に向けたパブリックコメントの結果報告について

**資料1** 「川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）」に関する意見募集の実施結果について

**資料2** 「川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正（案）」に関する意見募集の実施結果について

**参考資料1** 川崎市立看護大学奨学金貸付条例の制定について

**参考資料2** 川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正について

令和3年8月20日

健康福祉局

「川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）」に関する  
意見募集の実施結果について

### 1 概要

令和4年4月に川崎市立看護大学の開学を予定しておりますが、優秀な学生の確保と卒業生の川崎市内医療機関等への就職・定着を促進する目的で奨学金制度を創設予定です。令和3年秋からの学生募集に合わせて条例制定を予定していますが、当該奨学金制度の内容等について、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数5件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）について ～ 市民の皆様からの御意見を募集します ～
意見募集の期間	令和3年5月31日（月）～7月16日（金）
意見の提出方法	川崎市ホームページ、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市ホームページ</li> <li>・市政だより（令和3年7月号）</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・市立看護短期大学</li> <li>・関係団体への周知</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市ホームページ</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・市立看護短期大学</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（5件）	
（内訳）	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	FAX	0通（0件）
	川崎市ホームページ（電子メール含む）	3通（5件）

#### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、奨学金制度や大学の設立について概ね賛同する御意見や特待生制度についての御意見をいただきました。いただいた御意見の一部を当初案に反映させ、必要な修正を加えた上で、条例制定の手続きを進めます。

##### 【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

##### 【御意見の件数と対応区分】

A	B	C	D	E	合計
1件	2件	0件	0件	2件	5件

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

No.	意見の趣旨	市の考え方	区分
1	<p>4年制の看護大学は費用面での負担が大きく、特に私立では入学を希望していても金銭面から諦めざるを得ない家庭もあると思います。その点、川崎市が運営する大学ということで、費用の部分で期待は大きいと思います。</p>	<p>川崎市が直接大学運営を行う役割と意義を改めて確認し、奨学金制度等も併せ、よりよい学修環境の整備につとめてまいります。</p>	E
2	<p>川崎市は都心や他市へのアクセスが良いため、他都市の医療機関等に就職するケースも多いかと思えます。優秀な人材に市内で活躍してもらうことは川崎市民にとって望ましいことであり、地域に必要な人材を公的に育てる意味は大きいと考えます。そのため、優秀な人材を確保し、市内医療機関等への就職につなげることを狙いとした奨学金制度の新設には賛成であり、実現を期待します。</p>	<p>優秀な学生の確保と卒業生の市内医療機関等への就職及びその後の定着を促進できるよう、奨学金制度の新設に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	B
3	<p>類似の制度と重複を避けつつ、優秀な学生の獲得及び学習継続支援、市内医療機関への就職・定着の促進を図る取組として、様々な学生のニーズを想定し工夫された制度であると受け止めました。看護大学が急増する中、看護学を学ぼうとする受験生に魅力ある教育カリキュラムや創造的な大学風土を伝えるため、奨学金制度についても他大学と差別化しつつ個性的な制度としていくことで、アピールポイントになるものと考えます。</p>	<p>今回新たに創設する予定の奨学金制度は、「優秀な学生確保」と「卒業生の川崎市内医療機関等への就職・定着を促進すること」の2点を主な目的としている点が、日本学生支援機構等の他機関が実施する奨学金制度との大きな違いになります。</p> <p>また、公立の看護大学において、特待生制度のような実質給付型の奨学金制度は珍しいことから、そのような点も訴求し、広く周知することで目的の達成につなげていきたいと考えています。</p>	B

4	<p>奨学金制度の充実だけでなく、4年間学ぶ中で、川崎市への愛着を育て川崎市で働きたいと思えるような魅力ある教育プログラムを実践していただきますようお願いいたします。川崎市看護協会も看護職職能団体として大学と連携し、地域包括ケアシステム構築に資する教育の充実に協力してまいります。</p>	<p>川崎市立看護大学においては、地域包括ケアシステムに資する看護職の育成に向けて、特色あるカリキュラムを編成するとともに、実習先として多くの川崎市内の医療機関等に御協力いただいていることから、引き続き教育環境の充実にに向けて、関係団体との連携を深めさせていただきたいと思えます。</p>	E
5	<p>特待生制度については、貸与条件、貸与額、返還方法となっております。返還ありきの貸付金制度となっております。特待生制度は貸付金なのでしょうか。頑張っている学生さんに対する支援ですので、原則は返還しなくてよい給付が原則だと思います。もちろん、退学や長期休学などの例外はあっていいと思いますが、特待生制度が貸付金というのは馴染まないように思いました。</p>	<p>当該制度は、退学や長期休学等の場合に限り返還を要するもので、基本的には返還を要しない実質給付型の制度設計としていきます。</p> <p>いただいた御意見を受け、制度内容は変更しませんが、よりわかりやすく制度内容を理解していただくため、条例名を「川崎市立看護大学奨学金貸付条例」から「川崎市立看護大学奨学金条例」に変更いたします。</p>	A

#### 6 今後の予定

令和3年8月下旬以降 大学設置認可に合わせて条例議案の提出  
 令和4年4月1日 条例施行

#### 7 問合せ先

川崎市立看護短期大学事務局看護大学設置準備担当  
 電話：044-587-3534  
 FAX：044-587-3506

「川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正（案）」に関する  
意見募集の実施結果について

### 1 概要

本市では、看護師等の充実を図ることを目的として、将来市内の病院又は診療所において、看護師及び准看護師として従事しようとしており、そのための養成所（看護学校）に在学する学生に対して修学資金の貸付を行い、修学の継続を支援しています。

このたび、令和4年4月開学予定の川崎市立看護大学において新たな奨学金制度を創設する予定であることから、当該奨学金との整合性及び地域包括ケアシステムの推進などを目的として、同条例及び施行規則の改正を予定しており、その内容等について、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数9件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正（案）について ～ 市民の皆様からの御意見を募集します ～
意見募集の期間	令和3年5月31日（月）～7月16日（金）
意見の提出方法	川崎市ホームページ、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市ホームページ</li> <li>・ 市政だより（令和3年7月号）</li> <li>・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・ 各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・ 健康福祉局保健医療政策室</li> <li>・ 関係団体への周知</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市ホームページ</li> <li>・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・ 各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・ 健康福祉局保健医療政策室</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（9件）	
（内訳）	郵送	1通（3件）
	持参	0通（0件）
	FAX	0通（0件）
	川崎市ホームページ（電子メール含む）	2通（6件）

#### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、修学資金制度について次の御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえ、「川崎市看護師等修学資金貸与条例」及び「川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則」の一部について改正を図ってまいります。

##### 【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

##### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	合計
(1) 返還免除施設の拡充について	0件	3件	0件	0件	0件	3件
(2) 返還免除に必要な勤務期間の延長について	0件	0件	0件	2件	0件	2件
(3) その他	0件	0件	0件	0件	4件	4件
合計	0件	3件	0件	2件	4件	9件

#### 5 具体的な意見の内容と市の考え方

##### (1) 返還免除施設の拡充について

No.	意見の趣旨	市の考え方	区分
1	賛成です。 <u>看護職の働く場は拡大しています。</u>	返還免除対象施設につきましては、看護職員の働く場の拡大を踏まえ、必要な見直しをすすめてまいります。	B
2	訪問看護や社会福祉施設での看護の実践に意欲ある看護師にとって就業場所の選択が広がり、 <u>地域包括ケアシステム構築に向けて適性のある人材を確保するにつながるもの</u> と考えます。	返還免除対象施設につきましては、看護職員の働く場の拡大を踏まえ、必要な見直しをすすめてまいります。	B
3	修学資金制度を充実させることは、 <u>優秀な看護学生の育成、就職の定着に繋がる</u> ということで非常に有難く思います。	返還免除対象施設につきましては、看護職員の働く場の拡大を踏まえ、必要な見直しをすすめてまいります。	B

(2) 返還免除に必要な勤務期間の延長について

No.	意見の趣旨	市の考え方	区分
4	<p><u>反対</u>です。貸与後の返還免除に必要な期間を一年間延長ししばるといふよりも、むしろ返還免除に必要な期間以上に川崎市で「働きたい」「暮らしたい」と思うような、思わせるような市の施策を充実させることの方が、看護職確保のために重要と考えます。</p>	<p>返還免除に必要な勤務期間の延長につきましては、本市の看護職員確保策に資するものでありますが、今後も市民ニーズの把握に努め、適切な施策の実施を図ってまいります。</p>	D
5	<p>新任期の育成では現任教育や職場適応支援等を丁寧に行い、独り立ちするまでに長期間を要する実態があるとのことですので、修学資金返還免除相当と見なす貢献期間についても延長するという考え方については理解できるものです。</p> <p>しかし、受験生が「看護学生にやさしくない都市」と捉え、優秀な人材が市外に流れてしまわないように、他都市の制度の状況を踏まえて遜色のない制度に構築していただく必要があると考えます。</p>	<p>勤務期間の考え方にあたっては、他都市の状況及び本市のこれまでの貸与対象者と比較して著しく長い期間としないよう、貸与期間に1年を加えた期間とするものです。</p>	D

(3) その他

No.	意見の趣旨	市の考え方	区分
6	<p>訪問看護や社会福祉施設は、小規模事業者や看護職少数配置等の場合が多いことから、新人看護師の育成や職場適応フォロー体制には課題があると思われしますので、<u>看護職としての育成が図られ、支援が受けられるようなバックアップの仕組みが必要</u>です。</p>	<p>看護職員の支援につきましては、川崎市看護協会等と連携し、適切な取組の実施を図ってまいります。</p>	E
7	<p><u>根本的な取組は各施設における労働環境の改善や誇りの持てる質の高い看護の提供等の働き続けられる環境整備を推進すること</u>だと考えますので、併せて取組の充実を期待します。</p>	<p>看護職員の支援につきましては、川崎市看護協会等と連携し、適切な取組の実施を図ってまいります。</p>	E

No.	意見の趣旨	市の考え方	区分
8	<u>保育や教育、介護等魅力ある市の施策があることが、市で働き続ける看護職の確保につながると考えます。</u>	今後も市民ニーズの把握に努め、適切な取組を図ってまいります。	E
9	今後も、コロナ禍で実地学習不足となっている看護学生に、 <u>より質の高い教育を受けられるように環境を整えてほしい。</u>	看護学生に対する教育環境の充実につきましては、適切な取組を図ってまいります。	E

## 6 今後の予定

令和3年8月下旬以降 川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案の提出  
 令和3年10月 同条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則の施行（予定）

## 7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健医療政策室  
 電 話：044-200-0217  
 F A X：044-200-3934



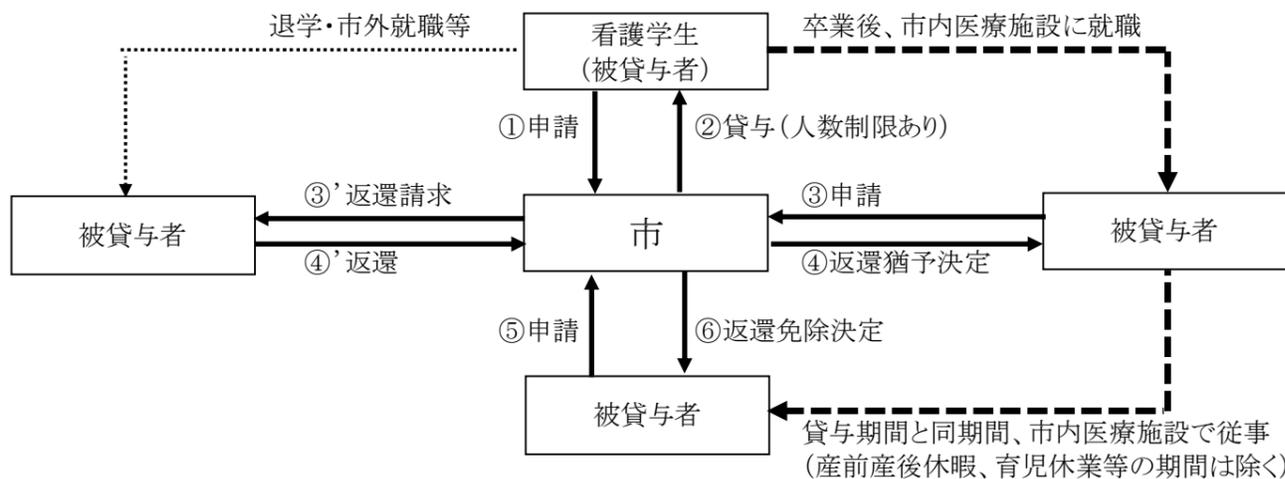
# 川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正について

## 1 看護師等修学資金貸与制度について

将来市内の病院又は診療所(以下「医療施設」という。)において、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)として勤務しようとしており、そのための養成所(看護学校)に在学している者からの申請に基づき、修学資金を貸与し、もって看護師等の充実を図ることを目的としています。

貸与金については、卒業後に市内の医療施設において看護業務に従事している間は返還を猶予し、また、貸与期間と同期間、市内の医療施設で従事した場合は、貸与金の返還債務を全額免除するものとしています。

なお、返還免除に必要な期間満了前に市内医療施設における看護業務をやめた場合は、全額返還となります。



## 2 これまでの貸与実績について

貸与金額は、看護師課程の学生に対しては年額38万4千円、准看護師課程の学生には年額20万4千円とし、近年は毎年40名に対して貸付けを行っています。

なお、前年度から引き続き貸与を行う人数に応じて、新規に貸与する人数を決定しており、その人数は毎年20名前後となっています。

		(人)					
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
看護師課程 (384千円/年)	新規		23	13	22	17	17
	継続		17	27	18	23	22
	合計		40	40	40	40	39
准看護師課程 (204千円/年)	新規		-	-	-	-	1
	継続		-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	1
合計	新規		23	13	22	17	18
	継続		17	27	18	23	22
	合計		40	40	40	40	40

## 3 返還免除決定及び返還決定の実績について

返還免除決定を行った人数については、それぞれの被貸与者が免除までに必要な勤務期間が異なることなどから、年度で一定していません。

また、返還決定を行った人数は、近年4名以下となっています。

		年度	H29	H30	R1	R2	R3
返還免除決定	人数		19	18	12	14	未確定
	金額(千円)		12,384	14,436	8,496	10,620	
返還決定	人数		3	1	4	4	
	金額(千円)		2,304	1,176	2,491	3,072	

## 4 主な条例改正内容案について

市立看護短期大学の4大化に伴い、看護大学の新たな奨学金制度を創設する方針であることから、当該奨学金との整合性及び地域包括ケアシステムの推進などを目的として、次の内容に改正することを予定しています。

	現行	改正案
免除対象施設	病院又は診療所のみ	訪問看護ステーション及び社会福祉施設等を加える
免除に必要な勤務期間	貸与期間と同期間	貸与期間に1年を加えた期間 (※)

※令和4年度新規貸付者から適用

また、従来、修学生には毎年、学業成績表及び健康診断書の提出を義務付けておりましたが、修学を継続していることをもって健康確認に代替できるものとし、学業成績表のみの提出とするなど、事務手続上における所要の整備を行うことを予定しています。

## 5 今後のスケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
パブリック コメント			条例議案 審議・施行							